

東京都内の事業主のみなさまへ

障害者雇用納付金制度に基づく、平成24年度の受付が
平成24年4月1日から始まります。

- ・ 障害者雇用納付金の申告・納付
- ・ 障害者雇用調整金の支給申請
- ・ 在宅就業障害者特例調整金の支給申請
- ・ 報奨金の支給申請
- ・ 在宅就業障害者特例報奨金の支給申請

【期限：平成24年5月15日(火)】

【期限：平成24年7月31日(火)】

「障害者雇用納付金制度」の 対象事業主が拡大されます

～平成27年4月から、常時雇用する労働者が100人を超える事業主が対象になります～

平成24年4月から「電子申告申請」スタート
インターネットを利用して、障害者雇用納付金申告及び障害者雇用調整金等申請の手続きをパソコンで行うことができます！！
(利用時間 9:30～17:00土・日・祝日を除く)

* 電子申告申請を利用するには電子申告申請用ID・パスワードが必要です。詳しくは、東京高齢・障害者雇用支援センターまでお問い合わせ下さい。

平成20年に改正障害者雇用促進法^(※)が成立し、障害者雇用納付金制度の対象事業主が段階的に拡大されています。

(※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号))

改正の目的

中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れており、地域の身近な雇用である中小企業の障害者雇用の促進を図る必要がある。

【障害者雇用納付金制度の適用対象拡大のスケジュール】

現在

スケジュール	平成22年6月まで	平成22年7月から 平成27年3月まで	平成27年4月から
適用対象となる 事業主	常時雇用する労働者 数が301人以上の事 業主	常時雇用する労働者 数が200人を超える 事業主	常時雇用する労働者 数が100人を超える 事業主

お問い合わせ先



障害者雇用納付金制度の詳細を知りたい

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ(<http://www.jeed.or.jp>)をご覧ください
どうか、東京高齢・障害者雇用支援センター(電話03-5638-2284)にお問い合わせ下さい。



障害者雇用の具体的な進め方、雇用管理方法などを相談したい

- ・ 東京障害者職業センター(電話03-6673-3938)、同多摩センター(042-529-3341)にお問い合わせください。
障害者雇用を検討している事業主や、障害者を雇用している事業主のニーズに応じて、採用計画立案から雇用管理に至るまで体系的な支援を行っています。